職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

**第一条**　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **別表第十一の三の三**（第六十条、第六十八条関係）<br>（略）<br>ファイナンシャル・プランニング<br>眼鏡作製<br>知的財産管理<br>（略） | **別表第十一の三の三**（第六十条、第六十八条関係）<br>（略）<br>ファイナンシャル・プランニング<br>（新設）<br>知的財産管理<br>（略） |
| **別表第十一の三の四**（第六十条、第六十四条の七、第六十五条の二、第六十八条関係）<br>（略）<br>ファイナンシャル・プランニング<br>眼鏡作製<br>知的財産管理<br>（略） | **別表第十一の三の四**（第六十条、第六十四条の七、第六十五条の二、第六十八条関係）<br>（略）<br>ファイナンシャル・プランニング<br>（新設）<br>知的財産管理<br>（略） |
| **別表第十一の四**（第六十一条関係） | **別表第十一の四**（第六十一条関係） |

| 検定職種 | 等級 |
| --- | --- |
| （略） | （略） |
| ファイナンシャル・プランニング | （略） |
| 眼鏡作製 | 一級及び二級 |
| 知的財産管理 | （略） |
| （略） | （略） |

| 検定職種 | 等級 |
| --- | --- |
| （略） | （略） |
| ファイナンシャル・プランニング | （略） |
| （新設） | （新設） |
| 知的財産管理 | （略） |
| （略） | （略） |

**別表第十一の四の二**（第六十二条の二関係）

| 検定職種 | 実施方法 |
| --- | --- |
| （略） | （略） |
| ファイナンシャル・プランニング | （略） |

**別表第十一の四の二**（第六十二条の二関係）

| 検定職種 | 実施方法 |
| --- | --- |
| （略） | （略） |
| ファイナンシャル・プランニング | （略） |